

知多市空家等対策計画（案）のパブリックコメント実施結果

資料 1

- 1 実施期間 令和元年12月20日（金）～2年1月24日（金）
 2 意見の提出方法 書面で直接、郵送、ファックス又は電子メール
 3 意見の提出者数 4人（10件）

| No. | 章 | ページ | 詳細項目 | 質問・意見内容 | 市の考え |
|-----|---|-------|--|---|---|
| 1 | 2 | 9、11 | 2 住宅・土地統計調査 (2) 空家の種類 3 空家等実態調査 | 9ページ1行目の「空家4,150戸」と11ページ3行目の「505件の空家」との異同について、説明があったほうがよい。 | 7ページで住宅・土地統計調査について説明し、「後述の空家等実態調査結果の数値とは異なります」と記載しているため、説明の追加はしません。 |
| 2 | | 25、38 | 4 所有者意向調査 (6) 対象となる建物の今後の予定について 【問12】 | 空家バンクについては、知多市だけでなく広域で取り組んでほしい。 | 計画では空家バンクの範囲を限定していません。空家バンクの開設にあたっては、広域的な取組を含めて検討します。 |
| 3 | 3 | 29 | 1 本市における空家等の課題 課題1：空家等に対する問題意識 | 空家所有者の問題意識が希薄であるが、所有者の考え方や問題意識について、把握に努めてほしい。 | 空家所有者の関心を高めるよう、意識啓発を図ります。 |
| 4 | 4 | 34～45 | 2 空家等対策の展開 | 近隣にも空家が多く、身近な問題と感じている。対策の着実な実施を期待する。 | 対策を着実に実施するよう努めます。 |
| 5 | | 25、38 | 2 空家等対策の展開 対策の柱4 空家等の利活用を進めます 4-1 空家等の所有者等と利活用希望者とのマッチング | 空家バンクについては、PDCAサイクルとモニタリングが必要不可欠。個別物件ごとに宅建業法の重要事項説明書記載事項の調査・確認を本気で直ちにスタートさせることが大切と思う。 | 御意見を参考に、空家バンク制度のあり方を検討します。 |

| No. | 章 | ページ | 詳細項目 | 質問・意見内容 | 市の考え |
|-----|---|-----|---|--|--|
| 6 | 4 | 39 | 2 空家等対策の展開 対策の柱4 空家等の利活用を進めます 4-3 地域に役立つ利活用の促進 | サロンやミニ集会所などの地域に役立つ空家活用に対し、家賃補助制度の創設などを拡充してほしい。 | 家賃補助制度の創設については考えていませんが、既存制度の活用につなげるよう、 <u>内容に「また、市民活動を支援する制度の紹介・情報提供等を行います。」と追加します。</u> |
| 7 | | 41 | 2 空家等対策の展開 対策の柱6 管理不全となった空家等の解消に努めます 6-1 危険な空家等への緊急的な対応 | 緊急安全措置のとれる条例制定は必要。地震や台風における二次災害防止のためにも、ぜひ推進してほしい。 | 緊急安全措置に対応する条例の早期の制定を予定しています。 |
| 8 | 5 | 46 | 1 推進体制 (1) 知多市空家等対策協議会 | 空家等対策協議会の議事録を閲覧したい。協議会の傍聴はできないか。 | 空家等対策協議会の議事録は、知多市ホームページで公開しています。また、協議会は傍聴が可能です。 |
| 9 | | 47 | 1 推進体制 (2) 庁内連携体制 | 庁内会議の議事録は閲覧できないか。 | 庁内会議については連絡会議としての役割部分が大きいため、議事録の公開は予定していません。 |
| 10 | | | | 岡田の一部の地域には、景観保存重点地区の設定が必要と思う。重点地区内では家は売らない、外見の改造はしない、壊さないなどとし、厳しい条件で美観を守る代わりに外観の修理や改造等には、市から補助金を出す制度づくりが必要。空地があれば、保存にふさわしい空家を移築して景観を守り、一層の向上と収益増を図る。 レトロな街並みは人気があり、文化レベルが高い地区であれば、移住を考える人が増えてくると思う。 | 地域を限定せず、景観悪化の抑止や空家等の活用を空家等対策の大切な視点と捉え、対策を着実に実施するよう努めます。 |